令和８年度　使用者向けセミナー

受講無料

手話通訳あり

カスハラ対策も義務化されました！

従業員と会社を守る ハラスメント対策講座

職場のハラスメントは、被害を受けた人の心身に深刻な影響を及ぼすだけでなく、会社にとっても、職場の士気低下、人材流出、企業イメージの毀損につながる大きなリスクとなります。大切な従業員を守る意味でも、会社を守る意味でも、ハラスメントへの適切な対処は企業にとって重要な課題と言えるでしょう。

近年ハラスメントに関する法整備は急速に進んでおり、2026年10月からは「改正労働施策総合推進法」及び「改正男女雇用機会均等法」の施行により、カスタマーハラスメント（カスハラ）や求職者等に対するセクシュアルハラスメントについても、企業に対策が義務付けられました。

本セミナーでは、１日目に職場で起こるさまざまなハラスメントについて、２日目はカスタマーハラスメントについて、専門家が基礎知識から実践的な対処法までわかりやすく解説します。

1月18日(月)　14:00～16:00

職場におけるハラスメント

■なぜハラスメントへの対策が必要なのか
■職場におけるさまざまなハラスメント
　（セクハラ、パワハラ、マタハラ　等）
■ハラスメント防止のために取るべき対応等
■最新の法改正
　～カスハラ、求職者等セクハラ対策の義務化

1月19日(火)　14:00～16:00

対策が義務化！ カスタマーハラスメント

■カスハラとは何か
■カスハラをめぐる裁判例
■2026年10月施行
　「改正労働施策総合推進法」の概要
■カスハラ対応実務のポイント



弁護士
今津　幸子　氏

定員：70　名

対象：使用者、
人事労務担当者、
テーマに関心のある方

会場：労働相談情報センター池袋事務所　３階セミナー室
（豊島区東池袋４－２３－９）

申込先

労働相談情報センター池袋事務所

０３（５９５４）６５０１

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/

インターネットまたは電話でお申込みください。
※定員に達した時点で受付は終了いたしますので、ご了承ください。

主催　労働相談情報センター池袋事務所

セミナー会場案内図



東京都労働相談情報センター池袋事務所

豊島区東池袋４－２３－９　　**☎０３－５９５４－６５０１**

アクセス

◆池袋駅　東口　徒歩12分
JR東口を出てグリーン大通りを直進、東池袋交差点（首都高下）を左折。
一つ目の信号（豊島岡女子学園の角）を渡り、直進。

◆有楽町線　東池袋駅　６番出口　徒歩５分
６番出口エスカレーターで地上に出て右手に進み、喫茶店とコンビニの間を左折。

◆都電荒川線　東池袋四丁目駅　徒歩８分

※手話通訳あり（無料・申込制）

ご希望の方は、
１日目→１２月２４日（木）までに
２日目→１２月２５日（金）までに　お申込みください。

※受付はセミナー30分前より行います。

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※天災等による交通機関運行の影響などにより、セミナーの開催を中止、または延期することがあります。
その場合はホームページにてお知らせしますので、会場へお越しの際に申込先記載のURLをご確認いただきますようお願いします。

※お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のために使用します。
その他の目的で使用することはありません。

～公正な採用選考のために～
東京都では就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。
詳細は、https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/　をご覧ください。